

鳥取県公報

公

告

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当該日は、
がとる翌
日も含む）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和50年2月14日

鳥取県公安委員会委員長 手嶋義之

III 次

- ◆選舉管理委員会の招集
- ◆公如 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

1 開催の日時及び場所

日	時	場所	受講対象者
昭和50年3月6日	午後1時から	鳥取警察署 会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
昭和50年3月13日	午後1時から	米子警察署 会議室	米子、八橋、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩獵、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。

ただし、昭和41年6月7日以後の狩獵者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩獵者講習修了証明書を有する者を除く。

- 1 場所 鳥取市東町1-1-100番地 鳥取県庁第4庁舎
- 2 議題 公職選挙法による選挙事務規程の一部改正について
- 3 講習課目及び講習時間 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間
- 4 考査 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

(第三種郵便物認可) 昭和50年2月14日 金曜日

報 公 県 取 鳥

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 弩銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印